

公認会計士法等の一部を改正する法律 (平成19年6月20日成立、6月27日公布)

資料4

(平成19年12月7日公布)

I. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1. 業務管理体制の整備

- 監査法人において、①業務の執行の適正確保、②業務の品質管理の方針の策定及びその実施、のための業務管理体制を整備

2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- 監査法人の社員資格の非公認会計士（「特定社員」）への拡大
- 特定社員の日本公認会計士協会への登録
- 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合について、一定の上限を設定

3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- 業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧

II. 監査人の独立性と地位の強化

1. 監査人の独立性に関する規定の整備

- 公認会計士や監査法人は「独立した立場において業務を行わなければならない」旨職責規定において明確化

2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- 監査証明業務に關与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずその親会社又は連結子会社等の役員等に就任することを禁止

3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- 大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化（現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年の一般ルール）
- 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間を短縮

4. 不正・違法行為発見時の対応

- 監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだ上でもなお適切な措置がとれないと認めるときは、監査人は当局へ申出

III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

1. 行政処分が多様化

- 監査法人に対する行政処分の類型として、業務管理体制の改善命令等を追加 等

2. 課徴金納付命令の創設

- 公認会計士・監査法人に対し、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする課徴金を賦課（一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとは認められるときは、命じないことができる）
 - 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1.5倍
 - 相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬相当額の1倍
- 除斥期間は7年

3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- 有限責任組織形態の監査法人については、内閣総理大臣への登録を求め、次の要件を整備
 - 最低資本金
 - 供託金（損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替可能）
 - 計算書類の開示（一定規模の監査法人については監査報告書を添付）
- 虚偽証明事案に係る業務執行社員については無限連帯責任

4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲の見直し（日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるものその他業務の運営の状況に関するもの）

5. 外国監査法人等の届出制度等の整備

- 外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）の内閣総理大臣への届出
- 外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）を整備

(政令・内閣府令のポイント)

1. 業務管理体制の整備

- 業務管理体制の内容の細目（経営の基本方針、経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置等）
- 業務の品質管理の内容の細目

2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

- 特定社員の協会への入会を担保（監査法人が整備すべき業務管理体制の一部として位置付け）
- 社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合の上限は25%

3. 監査法人による情報開示の義務づけ

- 説明書類の記載事項の細目
 - 業務の概況（業務内容、業務管理体制の整備状況等）
 - 財産の概況（売上高 ※有限責任監査法人は、計算書類も開示）
- その他、社員の概況、事務所の概況、監査法人の組織の概要等

(政令・内閣府令のポイント)

2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

- 就職制限の範囲となる被監査会社の「連結会社等」は、親会社、連結子会社等（連結子会社、持分法適用の非連結子会社、関連会社）及びいわゆる兄弟会社（親会社の他の連結子会社等）

3. いわゆるローテーション・ルールの整備

- 5年－5年のローテーション・ルールの対象となる大規模監査法人は、監査証明業務を行う上場会社等の数が百以上の監査法人
- 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間の短縮期間は、原則2年
- ※ 監査人が、ローテーション・ルール、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、単独監査の禁止等の規制を受けることとなる被監査会社の範囲（「大会社等」）から、非上場の金融商品取引法監査対象会社であって、一定規模未満（資本金5億円未満等かつ負債200億円未満）のものを除外

4. 不正・違法行為発見時の対応

- 監査人が当局への申出の要否を判断すべき期日は、原則、監査人から被監査会社への通知から2週間を経過した日、又は財務書類の提出期限の6週間前のいずれか遅い日（但し、提出期限の前日まで）

(政令・内閣府令のポイント)

2. 課徴金納付命令の創設

- 課徴金の額の算定基礎となる「監査報酬相当額」は、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額（虚偽証明を認定した財務書類に係る事業年度における監査報酬を全て含む）
- 課徴金納付命令について、
 - 故意の場合であって、納付を命じないことができる場合として、財務書類に係る虚偽等により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合を規定
 - 相当の注意を怠った場合であって、納付を命じないことができる場合から除かれる場合として、公認会計士等が実施した監査・証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準・慣行に照らして著しく不十分であった場合を規定

3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

- 最低資本金は、百万円×社員数
- 供託金の額は、2百万円×社員数
- （損害賠償責任保険による代替が認められる額：供託金の額から百万円×社員数を控除した額が限度）
- 監査報告書の添付が義務付けられる規模の基準は、収益の額が10億円以上

4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

- 監査法人等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲として、日本公認会計士協会の品質管理レビューに関して行われるもののほか、以下の場合を規定
 - ① 日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けていないこと
 - ② 日本公認会計士協会の品質管理レビューに協力することを拒否していること